

財団法人過疎地域問題調査会役員給与規程

[昭和55年調査会規程第8号]
[昭和55年12月2日制定]
[平成10年3月27日一部改正]
[平成14年7月1日一部改正]
[平成15年1月1日一部改正]
[平成16年3月1日一部改正]
[平成17年2月18日一部改正]
[平成18年4月1日一部改正]
[平成20年4月1日一部改正]
[平成21年6月1日一部改正]

(目的)

第1条 この規程は、財団法人過疎地域問題調査会の役員に対する給与の支払について定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 常勤の役員（以下第9条まで「役員」という。）の給与は、報酬及び地域手当（以下「報酬等」という。）、期末手当、勤勉手当、特別勤務手当、通勤手当及び退職手当とする。

(報酬等)

第3条 役員報酬は、月額とし、次に掲げる額とする。

常勤の理事 一般職の職員の給与等に関する法律（昭和25年4月法律第95号。以下「給与法」という。）に規定する平成18年3月31日における指定職俸給表の3号俸に相当する額

2 役員地域手当は、月額とし、報酬月額に給与法第11条の3の規定に定める割合を乗じて得た額を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員報酬等の支給日は、毎月17日（その日が休日に当たるときは、その前日においてもっとも近い休日でない日とし、休日でない日が14日となる場合は18日）とする。

2 役員報酬等は、その月の月額から、租税公課、社会保険の個人負担金等を控除した金額を現金で支払う。ただし、本人の承諾を得て銀行送金等の方法によることができる。

(新たに役員となった者の報酬等)

第5条 新たに役員となった者には、その日から報酬等を支給する。ただし、退職し又は解任された役員が即日役員に選任されたときは、その日の翌日から報酬等を支給する。

(役員でなくなった者の報酬等)

第6条 役員が退職、解任又は死亡により役員でなくなったときは、その日まで報酬等を支給する。

(報酬等の日割計算)

第7条 前2条の規定により報酬等を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬等の額は、その月の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(期末手当)

第8条 役員の期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する役員に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した役員についても同様とする。

2 期末手当の額は、給与法に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員の期末手当の例による。

3 特別手当の支給日は、6月30日及び12月10日とする。ただし、これらの日が休日に当たるときは、その日に最も近い休日でない日に繰り上げて支給する。

4 第4条第2項の規定は、期末手当の支給方法について準用する。

(勤勉手当)

第9条 役員の勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する役員に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した役員についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、給与法に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員の勤勉手当の例による。

3 前条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(特別勤務手当)

第10条 役員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務を要しない日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日に勤務した場合は、特別勤務手当を支給する。

2 特別勤務手当の額は、給与法に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員について支給される管理職員特別勤務手当の例による。

(通勤手当)

第11条 役員の通勤手当は、通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする場合に支給する。

2 通勤手当は、最も経済的な通常の経路及び方法により算出した額を支給する。

(退職手当)

第12条 役員の退職手当の額及びその支給方法は、理事長が別に定める。

(非常勤の役員の給与)

第13条 非常勤の役員の給与については、必要に応じ、理事長がそのつど定める。

附 則

この規程は、昭和55年12月2日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年2月18日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

常勤役員の退職手当の支給に関する規程

{平成 9年 4月 1日 制定}
{平成 12年 4月 1日 一部改正}
{平成 14年 7月 1日 一部改正}
{平成 18年 11月 1日 一部改正}

第1条 財団法人過疎地域問題調査会常勤役員（以下「役員」という。）に対する退職手当の支給については、この定めるところによる。

第2条 退職手当の額は、在職期間1年につき、退職の日におけるその者の俸給月額に、100分の120を乗じて得た額とする。

2 退職手当の額は、本財団の経営状態等を勘案し、前条の規定により計算して得た金額を減額することができる。

第3条 退職手当の算定の基礎となる計算は、役員として引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、役員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 前項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

第4条 退職手当は、予算その他特別の事由がある場合を除き、支給事由の生じた日から1ヶ月以内に支給する。

第5条 役員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、禁固以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

第6条 退職した役員に対し退職手当を支給した後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたときは、その支給した退職手当の全部を返納させることができる。

附 則

この運用は、平成9年4月1日から施行し、平成9年3月1日から適用する。

附 則

1 この運用は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規程によるもののほか、国家公務員退職手当法（昭和28年8月8日法律第182号）を準用する。

附 則

- 1 この運用は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の常勤役員の退職手当の支給に関する規程は、平成16年4月1日から適用し、同日前に在職していた常勤役員が施行日以後に退職した場合の平成16年3月31日までの期間に係る退職手当については、改正前の第2条第1項の規定を適用する。